

志布志市スポーツ合宿等誘致奨励金概要

■交付対象

小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校の児童、生徒又は学生で構成される運動部及び文化部の学校であること。

■宿泊施設 以下の施設に宿泊したもの

国民宿舎ボルベリアダグリ 志布志湾大黒リゾートホテル 道の駅松山 志布志市やっちくふるさと村 ホテルサンワード ホテルポラリス ビジネスホテル枇榔 大黒本店 民宿すず風 民宿星の栖 民宿せせらぎ 民宿青空 民宿ハマダ 志布志の宿きたの 志布志市“志”ツーリズム協議会所属施設 ホテル志布志 ビジネスホテルしづし湾 セントロ志布志

■対象条件 宿泊日数

主に小学校の児童若しくは中学校、高等学校の生徒又はこれらに準ずる高等専門学校の学生若しくは専修学校の生徒で構成される運動部及び文化部（以下「高校生以下等団体」という。）にあっては、連続2泊以上で、かつ、合宿、大会等1回当たりの延べ宿泊日数が20泊以上であること。

主に大学の学生又はこれに準ずる高等専門学校の学生若しくは専修学校の生徒で構成される運動部及び文化部（以下「大学生等団体」という。）にあっては、連続3泊以上で、かつ、合宿、大会等1回当たりの延べ宿泊日数が30泊以上であること。ただし、フェリーさんふらわあを往復利用した場合は、連続2泊以上で、かつ、合宿、大会等1回当たりの延べ宿泊日数が30泊以上とし、片道のみ利用した場合は、連続2泊以上で、かつ、合宿、大会等1回当たりの延べ宿泊日数が40泊以上であることとする。九州内に住所を置く大学生等団体にあっては、連続2泊以上で、かつ、合宿、大会等1回当たりの延べ宿泊日数が40泊以上であること。

■交付額

奨励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とすることとし、かつ1人当たり1,000円を交通費助成として加算して支給する。（フェリーさんふらわあを利用する団体はこの限りでない。）ただし、人数については、奨励金交付対象の人数とする。

- (1) 高校生以下等団体 1人1泊当たり500円（合宿、大会等1回当たり10万円を限度とする。ただし、交通費加算分は除く。）
- (2) 大学生等団体 1人1泊当たり1,000円（合宿、大会等1回当たり20万円を限度とする。ただし、交通費加算分は除く。）